

別記様式第1（第5関係）

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

三鷹市牟礼五丁目の一部土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2第3項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案
2. 閲覧期間 令和7年10月2日から
20日間
令和7年10月21日まで
3. 閲覧場所 三鷹市役所第三庁舎313号会議室
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時30分まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。
7. 6で示すほか、令和7年10月19日午前9時から正午までは、閲覧を行うこととする。

令和7年10月1日

三鷹市長 河村 孝

